

## 長崎港原木輸出促進事業に係るバンニング効率向上事業助成金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、企業等が長崎港で原木を輸出する際の原木のコンテナへのバンニングについて、作業効率の向上につながる機材の導入等に要する経費を、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が予算の範囲内で助成することにより、長崎港を活用した原木の輸出を促進させ、長崎港の活性化につなげることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「長崎港」とは、「小ヶ倉柳埠頭」をいう。
- （2） 「原木」とは、製材される前の伐採された状態の木材をいう。
- （3） 「荷役機材」とは、コンテナに貨物を詰め込むためのフォークリフト等の機材をいう。

### （交付対象）

第3条 助成金の対象となる経費は、既存の荷役機材に取り付けて使用ができる機材、かつ長崎港から輸出する原木を長崎港内でコンテナに詰め込む際の作業効率の向上につながる機材（以下、「機材」という。）の当該年度内における購入及び既存の荷役機材への取付け（以下、「購入等」という。）に要する経費。また、当該年度内に当該助成金で購入した機材のメンテナンス及び修理（以下、「メンテナンス等」という。）に要する経費とする。

2 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業及び団体に交付するものとする。

- （1） 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している者。
- （2） 機材を購入した者。また、当該助成金で購入した機材のメンテナンス等を行った者。

### （交付の条件）

第4条 助成金の交付を受けようとする企業及び団体（以下「請求者」という。）は、交付対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、助成金の交付決定の日から5年間保存しなければならない。

### （助成金の額等）

第5条 助成金の額は第3条第1項に定める経費の実費を交付することとする。

- 2 請求者に助成金を交付する額は、機材の購入等については1請求者につき年50万円を上限とし、機材のメンテナンス等については1請求者につき年10万円を上限とする。
- 3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日時順に交付決定を行うものとし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過分については交付しないものとする。

(交付請求)

第6条 請求者は、事業を行った翌月末までに長崎港原木輸出促進事業に係るバンニング効率向上事業助成金交付請求書(様式第1号)に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第7条 センターは、前条の請求書を受領したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、長崎港原木輸出促進事業に係るバンニング効率向上事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により請求者に通知するとともに助成金を交付する。

2 不交付の場合は長崎港原木輸出促進事業に係るバンニング効率向上事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により請求者に通知する。

(財産処分の制限)

第8条 請求者は、当該助成金により取得した機材を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、センターの承認を受けなければならない。ただし、請求者が交付を受けた助成金の全部に相当する金額をセンターに納付した場合又は助成金の交付を受けた日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第9条 請求者は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを助成金の額から減額して交付請求をしなければならない。ただし、助成金交付決定後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第4号様式)により速やかにセンターに報告しなければならない。この場合において、センターは当該金額の返還を命ずるものとする。

(助成金の返還)

第10条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。